

1. 大型トラックへのスピードリミッタの義務付けの適用期日等

(1) 新車

平成15年9月1日以降に新規検査等を受ける大型トラックから適用されます。

(2) 使用過程車

平成14年8月以降の検査の際に、自動車検査証の備考欄に義務付けの適用対象自動車であるかどうか、また、適用対象の場合には適用時期等が、順次記載されることになっています。記載内容及びその意味については、別紙を参照して下さい。

2. 使用過程車に対するスピードリミッタの装着を免除する基準の緩和について

スピードリミッタの装着義務付け対象とした使用過程にある大型トラック(平成15年8月31日までに製作されたものに限る。)のうち、以下の自動車であってそれぞれの条件及び制限を満足できるものについては、個別に各地方運輸局に申請することによりスピードリミッタの装着を免除する基準の緩和を受けることができます。

(1) 最高速度が毎時100キロメートル以下である自動車(使用している自動車の最高速度については、販売店にお尋ね下さい。)

【条件及び制限】

高速自動車国道又は自動車専用道路であって、その路線の一部区間又は全区間の最高速度の指定が毎時80キロメートル以上のもの(以下「高速自動車国道等」という。)を運行しないこと。

自動車の前面、後面及び運転者席にその旨を表示すること。

(2) 離島(高速自動車国道等を有する島及び架橋等により高速自動車国道等との道路交通が確保されている島を除く。)に使用の本拠の位置を有する自動車

【条件及び制限】

使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行(整備等のための運行を除く。)しないこと。

自動車の前面、後面及び運転者席にその旨表示すること。

スピードリミッタの装着義務付けに関するご質問については、地方運輸局にお問い合わせ下さい(地方運輸局一覧参照)。